

第 2 章 特許請求の範囲の記載要件

HB 附属書 A

記載要件に関する
事例集

第 1 節 特許法第 36 条第 5 項

HB 附属書 B

「特許・実用新案
審査基準」の特定
技術分野への適用
例

(1) 第 36 条第 5 項の前段には、「特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない」と規定されている。この規定は、出願人が特許を受けようとする発明を特定する際に、全く不要な事項を記載したり、逆に、必要な事項を記載しないことがないようにするために、特許請求の範囲には、特許を受けようとする発明を特定するための事項を過不足なく記載すべきことを示したものである。

なお、どのような発明について特許を受けようとするかは出願人が判断すべきことであるので、特許を受けようとする発明を特定するために必要と出願人自らが認める事項の全てを記載することとされている。

(2) また、第 36 条第 5 項の後段においては、「一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない」ことが規定されている。この規定は、一の発明については、一の請求項でしか記載できないとの誤解が生じないように確認的に規定されたものである。

(3) この第 36 条第 5 項の規定は、請求項の性格を明らかにしたものでもある。すなわち、出願人が発明特定事項を記載するものが請求項であることを明示することにより、各請求項の記載に基づいて特許発明の技術的範囲が定められるべきこと(第 70 条第 1 項)、各請求項の記載に基づいて認定した発明が審査対象とされるべきこと等が明らかにされている。

(4) なお、特許請求の範囲は請求項に区分され、各請求項ごとに発明特定事項が記載される。請求項は、特許要件の判断(第 29 条、第 29 条の 2、第 32 条及び第 39 条)、特許権の効力(第 68 条)、特許権の放棄(第 97 条第 1 項及び第 185 条)、特許無効審判の請求(第 123 条第 1 項)、料金(第 107 条及び第 195 条)等の基本的単位となる区分である。

(5) 請求項に、「発明を特定するために必要と認められる事項のすべて」が記載されているかどうかは、拒絶又は無効の理由とはならない。